

「令和元年度地域型住宅グリーン化事業」

配分ルールについて

- ① 【必要書類】 契約書・承諾書をエントリー期日までに事務局へ FAX またはメールにてご提出して頂きます。
- ② 基本的に1社1棟ずつ割り当てさせていただきます。
- ③ 配分枠以上のご希望があった場合は、未経験工務店および当協会研修事業にご参加して頂いている事業者さまに優先的に配分させていただきます。

【目的・背景】

- I. 当協会にて経験工務店を増やし、グループ全体のレベルアップを図ることで補助金枠の増加を狙います。
- II. レベルアップを図る上で、当協会の活動趣旨に賛同し当協会が考える家造りに積極的に取り組んでいただける工務店様に優先的に補助金活用促進します。

- ④ 補助対象戸数の上限は下記となります。

表1 1事業者当たりのタイプ別補助金上限額一覧

補助金活用実績(H27～R1)	長寿命型		ゼロ・エネルギー住宅型		高度省エネ型 [※]		省エネ改修型
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	
上限額	550万円 (5戸相当)	500万円 (5戸相当)	420万円 (3戸相当)	375万円 (3戸相当)	330万円 (3戸相当)	300万円 (3戸相当)	250万円 (5戸相当)
三世代同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合の上限額	770万円 (7戸相当)	700万円 (7戸相当)	560万円 (4戸相当)	500万円 (4戸相当)	440万円 (4戸相当)	400万円 (4戸相当)	—

※認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の合計。